

## 国立大学法人鳴門教育大学における研究費の運営・管理の基本方針

平成27年3月2日  
学 長 裁 定

### (目的)

第1 この基本方針は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における研究費の使用に関し、法令その他本学の定める規則等を遵守するとともに、研究費の運営・管理体制の整備・充実を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この基本方針において「研究費」とは、運営費交付金対象事業費、寄附金、共同研究、受託研究、受託事業及び競争的資金等を財源として本学で使用する研究に関わる全ての経費をいう。

### (管理体制)

第3 本学の研究費を適正に運営・管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス総括責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、副学長（予算・施設担当）をもって充てる。

(3) コンプライアンス総括責任者は、本学におけるコンプライアンスの推進に係る取組を掌理する者とし、理事（総務・財務担当）をもって充てる。

### (ルール of 明確化及び統一化)

第4 最高管理責任者は、研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）の明確化及び統一化を図るとともに、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し周知徹底を図る。

### (職務権限の明確化)

第5 研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任については、本学会計規程（平成16年規程第32号）及びその他本学の規則等による。

### (関係者の意識向上)

第6 最高管理責任者は、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、本学の規則等を遵守することの誓約を求める。

(調査等)

第7 最高管理責任者は、本学内外からの申立あるいは内部監査等により、研究費の不正使用に係る調査が必要と認めた場合は、公正かつ透明性の高い仕組みによる調査を行う。

2 最高管理責任者は、研究費の不正に係る調査の仕組みを整備する。

(不正防止計画の策定及び実施)

第8 最高管理責任者は、不正の発生要因を把握し、不正防止計画を策定する。

2 最高管理責任者は、不正防止計画を着実に実施するとともに、実施状況に応じて不正防止計画の見直しを行う。

(研究費の適正な運営・管理)

第9 最高管理責任者は、適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、研究費の適正な運営・管理を行う。

(相談窓口)

第10 最高管理責任者は、研究費の事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、適切な研究支援体制を構築する。

(申立窓口)

第11 最高管理責任者は、研究費の不正に関する本学内外からの申立を受け付ける窓口を設置するとともに、申立者が申立したことをもって不利益を受けない方策を講じる。

(監査体制)

第12 監査室は、最高管理責任者の直轄的な組織として、監事及び会計監査人と緊密な連携を図り、実効性のある監査を実施する。